

番目の選択はある総合的な方法である。この方法は社会のもっているニーズのすべてを、最もよく満しているので、したがって、一般的に実施されるべきである。この方法は労働者の健康と疲労に対する当人の状況とともに、労働者のそれぞれがもっている能力を十分に考慮している。

人びとが当人の生涯のうちどの年に、経済活動をすることができなくなるまで労働能力を喪失するかについて、まだ正確に決定できないので、この点からも年金年齢の可変性は必要とされる。老齢化の進行はきわめて個人的なものであり、しかも、多くの諸要因による。

以下の結論を示すことができるだろう。

- 1 近代的な年金制度は、有資格者が退職を希望するかどうか、また、いつそれを希望するかについて、当人による自由な選択にもとづき、退職を延期するとともに早めることも可能にして、動態的な年金年齢の可能性を用意すべきである。
- 2 各人による決定は年金年齢以前、もしくはその年齢の到達時に行なうことができるようすべきである。

年金制度に選ぶことのできる選択は、それぞれの国における社会的および経済的な状況、とくに、労働市場の状況を考慮すべきである。

- 3 早期退職の可能性は、とくに、困難なしかも骨の折れる労働に対して利用させるべきである。
- 4 動態的な退職の採用とともに併せて、雇用から漸進的に次第に引退する退職の基本原則も採用されるべきである。
- 5 動態的退職制度は、退職の決定が有資格者の自由な意思だけによるもので

あることを条件とするときにのみ、制度のもっている社会的役割を満すであろう。

Wsprawie uelastycznienie systemu emerytalnego, Praca: zabezpieczenie społeczne, No. 6, 1972, pp.1-11; No. 124, '72 / 73.

母親手当の概念と問題点

Max Wingen

(西ドイツ)

本稿には、母親手当にかんするMarie Schulte-Langforth の論述が示されており、当人の提出した考え方は、その手当のもつより重要な側面が説明されており、またこの手当に関連して生れる各種の諸問題が論述されている。

家庭から外に出て、賃金を支払われる雇用に就いている女子が、ある所定の年齢以下の幼ない子供を育てており、雇用を一時的に離れる期間に対して、ある特殊な財政的な補償を支払うという考えは、基本的には新しいものではない。

Marie Schulte-Langforth はとくにこの分野で詳細な研究を行ない、その研究では、当人は統計資料、および社会学、人類学、心理学、精神医学および医学の科学的な訓練から得た知識を注意深く活用している。

かの女は、母親がきわめて短かいパートタイムの労働よりもより多くの時間を家庭の外で雇用されている場合に、3歳未満の子供が傷つけられるし、しかも、母親がこの二重の仕事により過重な負担を蒙るという結論に到達した。かの女

は、これ以上遅らせることなく効果的な手段を用いることにより、これらの危険と不利益に対処するのが国家の責任であるという意見をもっている。

母親手当に対するかの女の提案は、8つの点に要約される。それらの最も重要な部分は次の通りである。

——母親手当は母親が家庭から外に出て雇用に就いていないことを条件とし、子供の3回目の誕生日まで支払われるべきである。

——母親手当の支給額は従来の純収入、もしくは母親の受けた教育や訓練の水準にもとづいて決定されるべきである。

——母親手当の支給はある所得制限と関連づけられるべきである。

——連邦政府によって調達される支出をカバーするには、被扶養の子供をもっていない夫婦の場合に、婚姻した夫婦に対する租税の「分割」を除くべきである。

討論を必要とするこれらの提案から生れる諸問題は、次のように要約される。

まず、所得制限とリンクされる母親手当の制限は、母親でありながら就労する若い女性の労働が、経済的に承認されるべきだという平等に正当な根拠を与えた考え方と、いかにして調和させられるかという問題がある。

他の問題は夫と妻の間における労働の分担と関連して生ずる。恐らく、子供を世話したり、また育てることはある程度父親と母親の間で分けられるし、その結果、それぞれの収入に重要性をもつのであろう。

さらに重要な問題が、母親手当の財源調達に関連して姿を現わす。租税による児童への手当に受給資格を取得できない夫婦に、租税「分割」を除く提案が、憲

法にもとづく批判に耐え得るかどうかは疑問である。

その外に、討論を必要とする多数の問題がある。

結論では、母親手当の概念ができるだけ早く実現されるべきである。この概念はすでに最近児童福祉事務所のサークルで取上げられてきた。

*Ein Muttergeld-Konzept und seine Problematik, Zeitschrift für Sozialreform, 17th Year, No. 5, 1971, pp. 268-280:
No. 132, '72 / 73.*

新らしい家族手当の構想

Mrmand Steels

(ベルギー)

本稿には、幼稚園、託児所および同様な施設のように、集団的な社会施設の設置により、現金で家族手当を支給する制度を補足する必要性が論述されている。また、これに関する対策として、ベルギーおよびEC諸国の中、大部分の国々において採用されてきた色々な手段の再検討が示されている。

ベルギーでは、家族手当は1915年に採用され、1915年と1929年の間には、その制度は私的管理・運営が行なわれていた。この時期に、幾つかの法案が国会に提出され、それらの法案は全被用者に家族手当を支払う制度を設けさせた1930年8月4日の法律を通過させた。1970年以後、その制度は年間約300億フランを支払っている。